

建築防災計画書作成要領

加古川市建築防災計画連絡協議会
建築指導課
消防本部予防課
中央消防署
東消防署

目 次

- 1 まえがき
- 2 高層建築物等防災計画書の作成等に関する指導要綱（兵庫県）
- 3 加古川市建築防災計画連絡協議会規約
- 4 作成要領
 - 4-1 対象建築物及び防災計画書の取扱い
 - 4-2 防災計画書の作成手順
 - 4-3 防災計画書作成後変更等
 - 4-4 防災計画書の引継ぎ、活用
 - 4-5 防災計画書事務処理フロー
 - 4-6 防災計画書作成要領
 - 4-7 防災計画協議済通知書の交付

1 まえがき

建築物の大規模化、高層化、あるいは用途の複合化に伴って、一度災害が発生すると大惨事を招く恐れがあり、建築物の総合的な防災計画の必要性が特に重要になってきております。

本市においても建築物の防災性能の向上を図るべく兵庫県の「**高層建築物等防災計画書の作成等に関する指導要綱**」（平成13年8月1日施行）に基づき、建築防災について適正な計画がなされるよう指導を行っております。

大規模あるいは高層の建築物の防災計画は、建築物の計画が単に建築基準法、消防法の一定基準に適合していることだけをチェックするものではなく、体系的、総合的な見地から防災や安全性を考え、建築計画・設備計画等を具体化し、どのように維持保全するかを示し、設計者、施工者、所有者、管理者をはじめ使用者が建築物の性能を把握する必要があります。さらに、建築物の高さが60mを超える場合は、今後発生が想定される南海トラフ地震等に対して、長周期地震動による揺れに対する防災性能の確保も必要であり、これらにおいて防災計画書作成の意義があります。なお、防災計画書は建築物が完成した後においてもその所有者、管理者に引き継がれ活用されることによって初めて初期の目的が達成されるものと言えます。

2 高層建築物等防災計画書の作成等に関する指導要綱（兵庫県）

高層建築物等防災計画書の作成等に関する指導要綱

平成13年8月1日

改正 令和5年4月1日

兵 庫 県

（主旨）

建築物の防災上の安全性については、建築基準法及び消防法等の規程により一定の水準の確保が図られているが、高層建築物、不特定多数の人が利用する大規模な建築物又は複合用途の大規模な建築物の安全性を確保するためには、建築物についての最低の基準としての建築基準法に適合するのみでなく、防火、避難、耐火、消火、救助といった建築物に要求される防災性能を総合的に検討・設計するとともに、建築物の使用及び維持管理についても十分配慮することが重要であり、建築物の計画が総合的な防災性能を確保していることを明らかにするため防災計画書を作成することが必要である。

（目的）

第1条 この要綱は、総合的な防災性能の検討が必要な建築物を規定し、その防災性能を検討するための手続き等を定めることにより、建築物の防災上の安全性の確保に資することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）高層建築物等

高さが31メートルを超える建築物、不特定多数の人が利用する大規模な建築物又は複合用途の大規模な建築物のうち、総合的な防災性能を検討する必要があるとして、特定行政庁が定めたものをいう。

（2）防災計画書

建築物の計画が総合的な防災性能を確保していることを明らかにするために作成する図書をいう。

（3）建築防災計画評定

計画されている建築物についての防災計画書により、所要の安全性が満たされているか否かを（一財）日本建築センター、（一財）日本建築総合試験所又は特定行政庁の定めた機関が評価することをいう。

（防災計画書の作成等）

第3条 建築主又は設計者は、高層建築物等を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において高層建築物等に該当する場合を含む。）、防災計画書を作成するものとする。

- 2 防災計画書に記載すべき内容は、特定行政庁が定めるところによる。
- 3 第1項に該当する建築物のうち、特定行政庁が必要として定めたものについては、その防災計画書は、建築防災計画評定を受けるものとする。
- 4 建築主又は設計者は、確認申請の前に、第1項及び第3項に定める手続きを行うものとする。

(指導及び助言)

第4条 特定行政庁は、建築主又は設計者が作成する防災計画書に対して、必要な指導又は助言をすることができる。

(適用区域)

第5条 この要綱は、神戸市及び西宮市を除く兵庫県の区域に適用する。

(その他)

第6条 この要綱の実施に必要な細目については特定行政庁が別に定める。

附則

本要綱は、平成13年8月1日から施行する。

附則

本要綱は、令和5年4月1日から施行する。

3 加古川市建築防災計画連絡協議会規約

(名称)

第1条 本会は、加古川市建築防災計画連絡 協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、高層建築物等の建築計画が、建築防災について適正な計画がなされることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 建築防災計画書の審査、指導
- (2) その他建築物の防災対策について

(構成)

第4条 本会の組織は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 建築指導課職員
- (2) 加古川市消防本部予防課職員及び所轄消防署職員
- (3) その他必要と認める者

(会の招集)

第5条 本会の開催は、次に掲げるときに招集するものとする。

- (1) 高層建築物等にかかる防災計画書の作成にかかる事前相談があったとき
- (2) 防災計画書の提出があったとき
- (3) その他構成員が必要と認めたとき

(協議会)

第6条 協議会は、建築指導課長が招集し、その議長となる。

(事務局)

第7条 本会の事務局は、建築指導課におく。

(補足)

第8条 この規約に定めるもののほか必要な事項は協議会で定める。

附 則

この規約は、昭和61年12月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成24年8月1日から適用する。

4 作成要領

4-1 対象建築物及び防災計画書の取扱い

1) 防災計画書の作成が必要な建築物は、次の各号の1に該当するものとする

- (1) 高さが31メートルを超える建築物 ※
- (2) 高さが31メートル以下でも建築基準法施行令第147条の2に該当する建築物
- (3) 増築、改築等により上記(1)又は(2)に該当する建築物
- (4) その他特に必要と思われる建築物

※ 高さが31メートルを超える建築物とは、31メートルラインが階高の1/2以下にある場合とする。

2) 防災計画書の取扱い

- (1) 高さが31メートル以下の建築物

加古川市建築防災計画連絡協議会（以下「協議会」という。）において防災計画の指導を行い、その審査・指導は、協議会限りとする。（ただし、平面計画が複雑なものの取扱いは、協議会で決定する。）

- (2) 高さが31メートルを超える建築物

協議会で防災計画書の指導を行い、指定性能評価機関の評定を受けるものとする。（ただし、共同住宅及び災害時の避難人員が限定され、平面計画が平明なものについては、協議会限りとする。）

- (3) 建築基準法施行令第147条の2に該当する建築物

協議会で防災計画書の指導を行い、その審査・指導は、協議会限りとする。（ただし、ホテル、旅館の用途に供する建築物で、5階以上の階又は地階におけるその用途に供する部分が2,000㎡を超えるものについては、指定性能評価機関の評定を受けるものとする。）

4-2 防災計画書の作成

防災計画書の作成は確認申請又は計画通知の提出前に、以下の手順で行うこととする（4-5 事務処理フロー参照）。

なお、防災計画書の標準処理期間は3ヶ月とする。

また、評定機関の建築防災計画評定を受ける場合は、上記期間のほか、評定機関に要する期間（約1～1ヶ月半）も考慮すること。

※事前協議、事前審査については、あらかじめ電話連絡の上、打合せ日時を予約すること。

1) 事前協議

平面計画が確定するまでに、関係部署と基本的事項及び防災計画書の取扱いについて、打合せのこと。

2) 事前審査

【必要書類：防災計画書（案） 3部】

上記を消防部局へ1部、建築指導課へ2部提出し指導を受けること。

協議した事項に基づいて、防災計画書（案）を修正し、協議経過報告書（様式第2号）にまとめること。

3) 防災計画説明会

【必要書類：事前審査で修正した防災計画書（案）及び協議経過報告書 5部】

防災計画説明会は、関係部署の事前審査が終了したのちに開催日時を決定する。建築主又は設計者は、計画概要及び事前審査協議事項の修正について説明すること。

説明会での指導事項については、回答又は措置を検討した上で、関係部署と調整し、防災計画書にまとめること。また、会議議事録とともに協議計画報告書（様式第2号）を作成すること。

4) 防災計画書の提出

【必要書類：防災計画書に全ての協議経過報告書を添付したものを3部。その内2部に防災計画報告書（様式第1号）を添付】

建築指導課へ提出。

5) 防災計画協議済通知書及び副本の交付

防災計画協議済通知書（様式第3号）と、防災報告書（様式第1号）を添付した防災計画書1部を副本として交付する。

6) 建築防災評価評定機関への評定申込

建築防災計画評定を受ける場合は、建築防災計画評定機関の申込要領に基づいて、申し込むこと。

なお、建築防災計画評定機関へは、防災計画説明会終了後に修正した防災計画書を提出するものとする。

また、建築防災計画評定機関への申込みに必要な経由印等は、建築指導課で押印するので、申込書等の原本を機関へ申し込む1週間前までに建築指導課に提出すること。

※（一財）日本建築センター（大阪事務所）

TEL 06-6264-7731

※（一財）日本建築総合試験所

TEL 06-6966-7600

4-3 防災計画書作成後の変更等

副本交付後又は、評定機関の建築防災計画評定を受けた後に変更等が生じた場合は次の図書を作成し、その都度建築指導課と協議し、指示に従うこと。

- ①防災計画報告書（軽微変更）（様式第1号）
- ②変更箇所一覧表（変更理由も明記すること）
- ③防災計画書における変更部分の図書（新旧対照表等により分かりやすくすること。）

※大幅な変更があった場合又は防災計画上重大な変更があった場合は、事前協議からやり直すこと。

※建築計画が廃止された場合は、防災計画報告書（廃止）（様式第1号）により届け出ること。

4-4 防災計画書の引継ぎ、活用

防災計画書は、単に作成指導を受けるのみでなく、建物が完成した後、建物の所有者、管理者に引き継がれ、保存され活用されて初めてその効力を十分に発揮するものといえる。

建築物が当初の防災性能を維持し続け、また、警報、避難、誘導、消火等の防災体制が揺るぎないものであり続けるためには、防災計画書がその要となり、十分に活用されることが必要である。

1) 防災計画書の管理

防災計画書は、建築物が存続する限り、建築物の所有者又は管理者が、責任をもって管理すること。

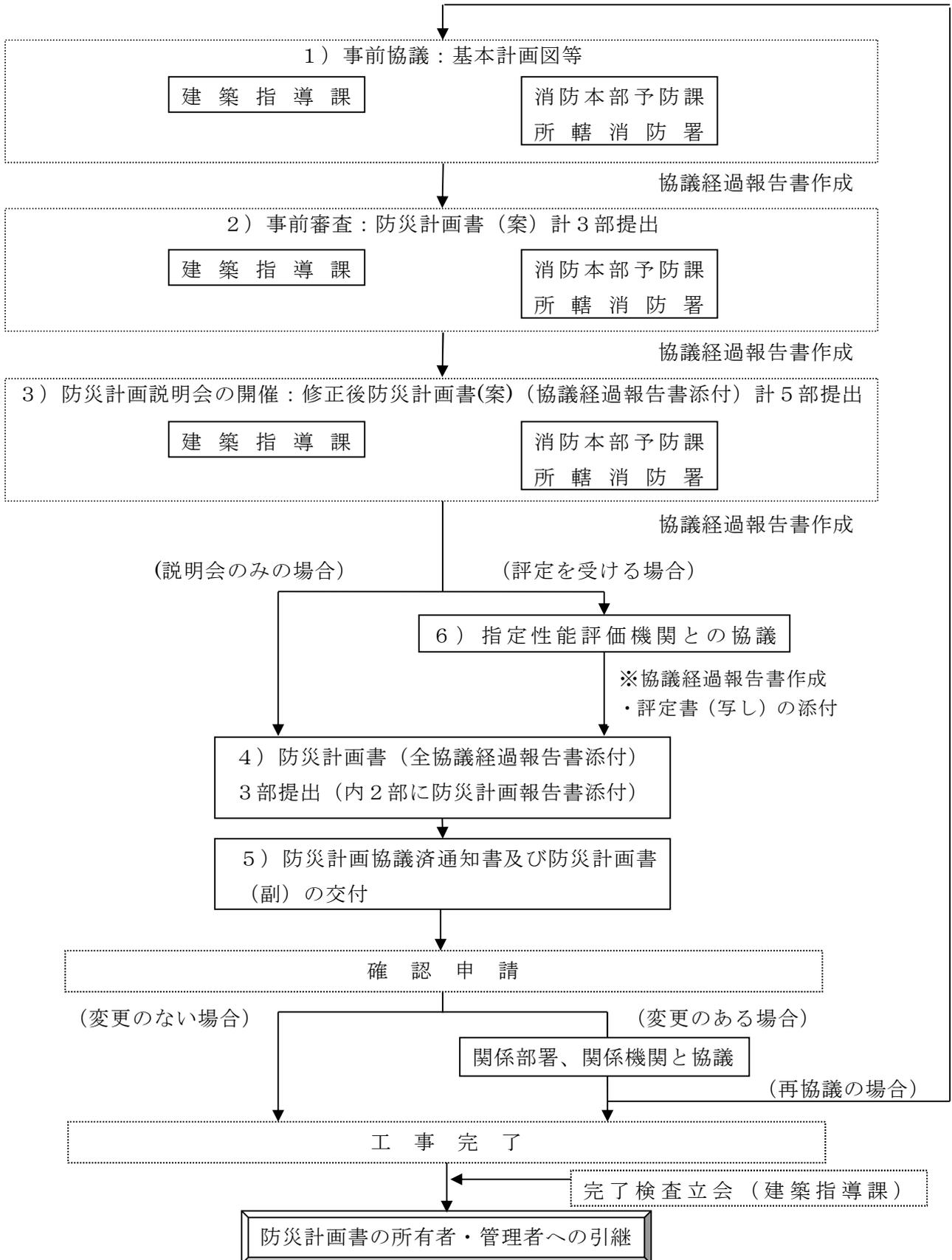
また、改修等により防災計画書の記載の内容に変更が生じる場合は、防災計画書にその内容を反映させること。

2) 防災計画書の引き継ぎ

建築物の所有者又は管理者が変更される場合は、防災計画書を引き継ぐこと。

4-5 防災計画書事務処理フロー

(令和7年4月現在)



※各協議の経過、議事録を作成し防災計画書に添付のこと

4-6 防災計画書作成要領

1) 作成にあたっての注意事項

- ① 防災計画書は、A4版の見開き製本したものとすること。
ただし、防災計画書（案）はA3版横に横書きし左とじとすること。
- ② 図面は、実施設計図をそのまま縮小したものは、望ましくない。防災計画書を検討する際に不必要な情報が多すぎるため繁雑になる。例えば、排煙ダクトの系統、経路、ダンパーの有無などは、必要な情報であるが、ダクトサイズまでは、不要である。

2) 重点指導事項

- ① 「新・建築防災計画指針」（監修 建設省住宅局建築指導課、発行（財）日本建築センター、以下「指針」という。）に準じて作成すること。
- ② 加古川市消防本部「加古川市消防水利等設置に関する指導基準」に準じた計画とすること。
- ③ ①②の事項中、特に次の点に配慮した計画書を作成すること。
 - a. 避難計画
 - ・外部に接する屋内避難階段については、直接外部への出入口を設けること。
 - ・屋外避難階段から外部への避難経路に建築物内部を通過する場合の避難経路、又は屋内避難階段から外部出口までの避難経路は、原則として当該部分とその他の部分を耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備（常時閉鎖式又は煙感知器連動）で区画すること。
 - ・サービス部分を通る避難経路は、明確にすること。
 - ・管理形態、使用時間等が異なる部分への避難に関すること。
 - ・高齢者、身体障がい者、入院患者等の災害弱者にも配慮した計画とすること。
 - ・非常用進入口（バルコニー）直下の梯子車等大型消防車両の接近について考慮すること。
 - b. 区画の計画
 - ・排煙設備、設備系統が防火区画を貫通する部分は、できるだけ少なくすること。
 - ・大規模複合建築物等の管理、使用形態が異なる建築物については管理、使用の制約、通路の施錠の問題等を配慮し、原則それぞれの管理部分で防火上独立した区画とすること。
 - c. 設備計画
 - ・非常口、避難階段付近の非常照明の照度は、その他の部分より高めること。
 - ・機械排煙で1台の排煙ファンが受持つ区画面積は、同程度とすること。

- ・同一敷地において複数の建物に消防用設備等を設置する場合は、原則として防災センターで管理すること。
- ・機械、電気設備については、機種、容量等を明示すること。
- d. 水利施設及び消防活動施設等の計画
 - ・水利施設、消防活動施設を計画すること。
 - ・消火栓、防火水槽の設置場所及び容量、配管系統を明示すること。
 - ・消防隊進入路及び消防活動用空地を明示すること。
- e. その他
 - ・危険物施設の有無、ある場合は位置、貯蔵・取扱い数量等を明示すること。
 - ・維持管理の形態、方法（防火管理体制等）を具体的に示すこと。

3) 防災計画書の記載要領

① 建築物の概要

①-1 建築概要

建築物名称

建築場所

地域、地区、容積率、建ぺい率、その他の指定

主要用途

敷地面積

建築面積、建ぺい率

延べ面積

容積対象床面積、容積率

階数

高さ（軒高、最高の高さ、基準階の階高、31mライン）

構造種別

駐車台数、駐車方式（屋内、屋外、機械式、自走式平面駐車等）

施設規模（共同住宅の戸数、ホテルの客室数、劇場の客室数、店舗の売場面積等）

階数別床面積表（各階の用途及び防災センターも記入）

利用形態

①-2 付近見取図

方位、敷地境界線、最寄の消防署の位置と計画地までの消防車でのルート・距離・所要時間を明確に記入すること。

①-3 建築計画概要

建築の全体計画について簡潔に記述すること。建築物の配置図、概念図又は簡単なパース等を利用して、分かりやすく説明すること。

①-4 設備計画概要

一覧表で示す等できるだけ簡潔に記すこと。

(1) 電気設備

- 受変電設備の概要、電気室の位置、非常用電源等について記すこと。
- (2) 空調設備
冷熱源設備の概要、空調方式及び換気方式等について記すこと。
- (3) 衛生設備
給水設備の概要、各種消火用水槽の容量、給湯方式等について記すこと。
- (4) ガス設備
ガスの種類、使用場所、ガス爆発対策について記すこと。
- (5) 昇降機設備
種類、台数、仕様、非常時の管制運転の方法について記すこと。
非常用エレベーターについては、種類、台数のみとし、詳細は⑤-5に記すこと。

② 防災計画基本方針

②-1 防災計画上の特徴

基本的な考え方、防災計画上留意した点について、建築主、設計者の防災理念を記すこと。

②-2 敷地と道路

配置図又は避難階平面図に外周道路、広場、敷地内道路、避難出口、敷地内避難経路、消防隊進入経路、防災センター（中央管理室）位置及び進入経路、消防用設備等の送水口位置、非常用エレベーター位置等を記入し、簡単な説明文をつけること。なお、配置図には建物等の規模が把握できる概略寸法を記すこと。

連結送水管、スプリンクラー設備、連結散水設備の送水口及び消防用水の採水口の位置は、消防活動用空地との関連性を考え有効に利用できる場所に計画すること。

②-3 避難階の位置

避難階が2以上ある場合や低層部屋上を経由して避難できる場合等は、断面模式図等によりその状況を説明すること。

②-4 防火区画・防煙区画・防火上主要な間仕切壁

- (1) 用途区画、面積区画、階別区画、竪穴区画等の防火区画の設定方針及び防煙区画の設定方針について簡潔に記述し、基準階について平面図又は模式図により区画位置を示すこと。なお、居室と廊下（第一次安全区画）、階段室と廊下、非常用エレベーター乗降ロビー及び特別避難階段附室（第二次安全区画）と廊下との出入口は、断面詳細図を付し、高さ関係を明らかにすること。その他、基準階コア廻り平面詳細図、カーテンウォール部分の矩計詳細図、吹抜部廻り区画詳細図、EPS、DS等シャフト廻りの区画詳細図、防煙垂れ壁

詳細図、自然排煙口詳細図（断面及び展開図）等説明図を必要に応じて添付すること。

(2) 防火上主要な間仕切壁は、建築物の主要構造部（耐火構造）の様とすること。

②-5 安全区画

安全区画の設定方針、避難経路の設定方針について簡潔に記述し、基準階について平面図で区画、避難施設、避難動線を示すこと。

(1) 各居室からの避難は、他の居室を経由せずに直接安全区画へ避難できるように努めること。

(2) 防災上・避難上、より有効な屋外階段又は特別避難階段の設置に努めること。

②-6 各階区画図

各階平面図（主要寸法を記入し、同一平面のある階は基準階としてまとめる。）に防火区画・防煙区画の位置・防火上主要な間仕切り（間仕切壁と垂れ壁とは区別し、不燃間仕切、可動垂れ壁等を明記する。）、排煙方式の区別（機械排煙または自然排煙、告示による排煙緩和の別、防火ダンパー等）及び防火戸の種別はできる限り記号化し延焼ライン等も記入すること。

②-7 防災設備の概要

防災設備システムの概要をフローチャートで示すこと。
（防災センターで制御・監視する範囲を示す。）

②-8 内装計画

(1) 内装計画の方針について記し、間仕切材料、主要部分内装材料及び下地材料の防火性能の程度（不燃材料、準不燃材料等）を一覧表に示すこと。

(2) 内装の不燃化は、出火防止、発煙量の減少及びフラッシュオーバーの遅延上有効であるため、天井、壁、及び間仕切等、全般的に不燃化に努めること。

(3) 避難上の安全の検証（建築基準法施行令第129条の2及び第129条の2の2）により確かめられたもの及びスプリンクラー設備が設置されていても、極力不燃化に努めること。

(4) 絨毯、カーテン類は防災性能を有するものを使用すること。

(5) シックハウス対策の内装について記述すること。

②-9 特記事項

上記の各項目以外に防災上特に記すべき事項があれば記すこと。

③ 火災の発見、通報及び避難誘導

図面は、各設備に併せて記入することが望ましい。

③-1 自動火災報知設備

受信機、感知器及び発信機の種類、警戒区域、発報の表示方法等について簡潔に記述し、系統図及び基準階平面図に設置位置を示すこと。

③-2 非常電話

非常電話の設置位置、操作・表示の方法等について簡潔に記述し、基準階平面図に示すこと。

③-3 消防機関への通報設備

通報設備の、種類、設置位置等について簡潔に記述すること。事務所等で社内電話が設置されている場合、各階において119番へ通報できるようにすること。

③-4 非常放送設備

非常放送設備の操作方法、放送範囲等について簡潔に記述し、系統図、操作部及びスピーカーの設置位置を基準階平面図に示し、鳴動区分等について明記すること。

③-5 非常用の照明装置及び誘導灯

灯具の種類及び設置位置を基準階平面図に示し、点滅機能又は音声誘導機能を有する誘導灯についても明記すること。

③-6 避難指令の方法

③-1～③-5の各設備の運用方法、あるいは設備によらない避難指示・誘導の方法等について記述すること。

④ 避難計画

④-1 避難計画の概要

(1) 避難対象人員

各階の主要用途、居室床面積、避難対象人員を一覧表で示すこと。

(2) 避難施設の概要

各階段、エレベーターの平面上の位置を示すとともに、断面模式図等により、各階段、エレベーターの縦動線の概要を説明すること。又、各階段の幅員、踏面、けあげ等の寸法、屋外避難階段周囲2mの範囲を記入すること。

④-2 基準階の避難計画

(1) 避難経路

平面図に、各居室からの階段室に至る避難経路、避難経路上の廊下幅員、開口部（扉等）の幅員、歩行距離及び避難用バルコニー等の避難施設を記入し、必要に応じて簡単な説明をつけること。

(2) 計算の前提条件

各居室の収容人員の想定、出火場所と避難方向の想定、その他避難時間計算の前提条件とした事項について記入すること。

(3) 居室避難計算

イ)「指針」に示す方法により、居室扉幅チェックと居室避難所要時間及びその許容時間のチェックを行い、各数値及び計算結果を一覧表で示すこと。

ロ)屋外階段の場合は、一層下の階まで階段を降りきる時間を階避難完了の間とする。尚、階段部分での歩行速度(μ)は0.5m/secとする。

(4) 各階避難計算

原則として各階段のそれぞれについて廊下避難時間、廊下滞留面積、各階避難時間及び附室(第二次安全区画)面積のチェックを行うこと。

各数値及び計算結果を一覧表で示すこと。

④-3 特殊階の避難計画

基準階に倣うこと。

⑤ 排煙設備及び消火活動

⑤-1 排煙設備の概要

排煙方式(自然・機械・告示適用・排煙免除)及び作動フローチャートを記入すること。(作動フローチャートは⑦-2にまとめて記してもよい。)

⑤-2 排煙系統説明図

断面模式図等で説明すること。(ダンパーの位置、非常用エレベーター乗降ロビー及び特別避難階段附室の給気口を明記すること。)

(1) 排煙系統は、用途別とすること。

(2) 排煙系統は、同次の安全区画ごとに独立したものとすること。

(3) 排煙系統は、非常用エレベーターの乗降ロビー、特別避難階段の附室等、それぞれ独立したものとすること。

⑤-3 排煙口位置図

②-6各階区画図に排煙口位置図及びダクト経路並びにダンパー位置を記入すること。天井裏チャンバー方式の場合は、天井裏の梁、空調ダクト、配管等の状況を示す説明図をつけること。

⑤-4 非常用進入口位置図(②-6の各階平面図に記入する)

(1) 非常用進入口は、消防隊が効果的に人命救助、消火活動が行えるよう代替非常用進入口ではなく、正規のバルコニー式とすることが望ましい。

(2) 非常用エレベーターを設ける場合においても、高さ40メートル以下の部分には、非常用進入口を計画することが望ましい。

⑤-5 非常用エレベーター

設置場所、仕様、運転システムについて記入すること。

(1) 非常用エレベーターは、消防活動と避難に用いるものであること。

- イ) 消防活動の拠点として適切な場所に設置すること。
- ロ) 避難階では、乗降ロビーから屋外までの経路を安全に確保するものとし、他の用途の居室、室を経由することなく直接屋外と連絡する構造とすること。

- (2) 非常用エレベーターと一般用エレベーターの乗降ロビーを兼用する場合は、非常時の混乱を防ぐため非常用エレベーター乗降ロビーと一般用エレベーター乗降ロビーを特定防火設備で区画することが望ましい。

⑤-6 各種消火設備

概要、設置場所、系統説明図及び作動フローチャートを簡潔に記入すること。初期消火設備(別紙. 1 参照)及び連結送水管については、基準階平面図にその設置を示すこと。なお、設備詳細については、所轄消防署の指導によること。

⑤-7 水利施設

(1) 消火栓

消火栓から他の消火栓までの歩行距離が 100 メートル以下で、消防車両が容易に接近できるように配置し、その位置を配管布設計画図に明記すること。

(2) 防火水槽

- イ) 消防車両が容易に接近できる位置に明記すること。
- ロ) 水槽は容量 40 立方メートル以上で吸管投入口を 2 ヶ所記入すること。

⑤-8 消防活動用空地

- (1) 共用通路側もしくは非常用進入口に面した方向で大型消防車両が接近できる位置に幅 6 メートル、長さ 12 メートル以上の面積を有する空地を 1 ヶ所以上設けること。
- (2) 空地及びその周辺の上空には大型消防車両の操作に支障となる工作物、架空電線等を設けないこと。

⑥ 長周期地震動対策(高さが 60m を超える建築物に限る。)

⑥-1 長期地震動対策

高さが 60m を超える建築物、いわゆる超高層建築物の場合は、以下の長期周期地震動対策に係る事項及び内容を記載する。

⑥-2 玄関、階段室のドアの損傷防止策

ドアの枠が変形し開閉が困難となることが無いようにする対策(耐震型ドアとする、ドアを含む壁に耐震スリットをとるなど)について記述し、基準階平面図に設置位置を示す。

⑥-3 エレベーター閉じ込め対策

P 波感知式地震時管制運転装置の設置について記述する。

⑥-4 家具等の固定・配置対策

家具、空調室外機等の転倒による人身事故が発生しないように、それらの固定・配置対策について記述する。また、固定・配置対策の実施について建物所有者に周知することについて記述する。

⑥-5 その他

以下に例示するような特別な配慮をした場合にはその内容及び災害時における在館者の対応について記述する。

- (1) 中間階避難設備
- (2) 備蓄設備
- (3) 全館逐次避難計画等のソフト対策
- (4) 緊急地震速報の活用(館内放送設備等) 等

⑦ 管理・運営

⑦-1 中央管理室

防災センター(中央管理室)の位置、外部からの進入経路及び防災施設、防災設備の管理方式について簡潔に記述すること。防災監視における各種設備の管理制御機能を一覧表で示すこと。

- (1) 防災関連設備を一元化して集中的に監視・制御すること。
- (2) 消火活動の拠点にもなるので、位置は避難階とし、非常用エレベーター乗降ロビー及び特別避難階段附室と連絡のよい場所とすること。
- (3) 同一敷地内に建築物が複数棟になる場合は、主たる棟に防災センター、その他の各棟はサブセンターを設け、監視・制御ができるようにすること。
- (4) 防災センターが具備すべき構造は下記によること。
 - イ) 防災センターは、専用室を原則とすること。
 - ロ) 耐火構造の壁、床(通路等も含む)及び常時閉鎖式の特定防火設備で区画し、換気扇などは専用であること。
 - ハ) 出入口を2カ所確保し、そのうち1ヶ所は直接外部に出られる構造とする。
 - ニ) 消防隊が屋外から容易に到達できる位置であること。
 - ホ) 消火活動に支障のない広さ面積を確保すること。
- (5) 防災監視盤として備えるべき機能
 - イ) 電気設備
 - a. 自動火災報知設備(位置表示、警報ベル)
 - b. 消防機関への通報設備(119番、通常の電話回線で可)
 - c. 非常警報設備(放送ブロックの選択操作)
 - d. 自家発電設備(起動表示)
 - e. 防火戸の遠隔操作装置(位置表示、遠隔操作)

- f. 非常電話装置（位置表示、通話）
- g. 受変電設備（安全装置の状態表示、操作）
- h. ガス漏れ火災警報設備（位置表示、操作）
- i. ガス緊急遮断弁（中圧）（位置表示、操作）
- j. 感震装置（位置表示）

ロ) 消火設備

- a. スプリンクラー設備（起動表示、放水地区の表示）
- b. 特殊消火設備（起動表示、放水地区の表示）
- c. 屋内消火栓設備（起動表示）
- d. 屋外消火栓設備（起動表示）
- e. 連結送水管加圧ポンプ（起動表示）
- f. 消火水源（満減水表示、警報）

ハ) 排煙

- a. 排煙口、可動防煙垂れ壁（開閉表示、遠隔操作）
- b. 排煙機設備（起動表示、操作）

ニ) 空気調和・換気設備

- a. 空調機・送排風機（発停表示、操作）
- b. 防火・防煙ダンパー（作動表示、閉鎖(開放)操作）

ホ) エレベーター設備

- a. 一般用エレベーター（運転状態の表示、かごとの連絡用電話）
- b. 非常用エレベーター（運転状態の表示、各種管制運転の操作・表示、かごとの連絡用電話）

⑦-2 各設備の作動シーケンス

各種設備に関して、防災センターにおいて高度の管理体制が行われる場合には、3章・5章の各設備を含め、まとめて作動シーケンスを一覧表で示すこと。

監視制御の中枢部であるコンピューターのダウン対策を講ずること。

⑦-3 維持管理の形態

防災面の維持管理の主体及び防災管理組織を可能な限り具体的に記入すること。

- (1) 防災設備及び消火設備は、維持管理が徹底されてはじめてその機能を十分発揮する。従ってその機能を十分に発揮するように防火・防災管理体制を計画すること。

イ) 所有、使用、管理形態

ロ) 休日、昼間、夜間等の防火管理体制

ハ) 防火管理者及び防災管理者の選任計画（単独選任、共同選任、複数選任、共同防火（防災）管理）

⑦-4 維持管理の方法

防災施設及び防災設備の維持管理（点検整備）の方法、避難・消火訓練の方法、火災予防の方法等について、その計画又は方針を記入すること。

(1) 防火管理及び防災管理の具体的方法の概要

- イ) 防火管理者及び防災管理者の選任時期及び選任方法
- ロ) 自衛消防組織体制
- ハ) 防災設備、消防用設備等の点検・整備
- ニ) 避難施設の維持管理
- ホ) 収容人員の適正化に関すること
- ヘ) 防火教育
- ト) 消火、通報及び避難訓練
- チ) 火災、地震等の消防活動、通報連絡及び避難誘導に関すること
- リ) 消防活動用空地の管理
- ヌ) 消火栓、防火水槽の管理

⑧ 付図

判読できる範囲でA3判程度に縮小すること。

⑧-1 各階平面図

2章各階区画図等で、その詳細が十分判読できる場合には、省略することができる。

⑧-2 立面図（2面以上）

⑧-3 断面図（2面以上）

⑧-4 矩計図

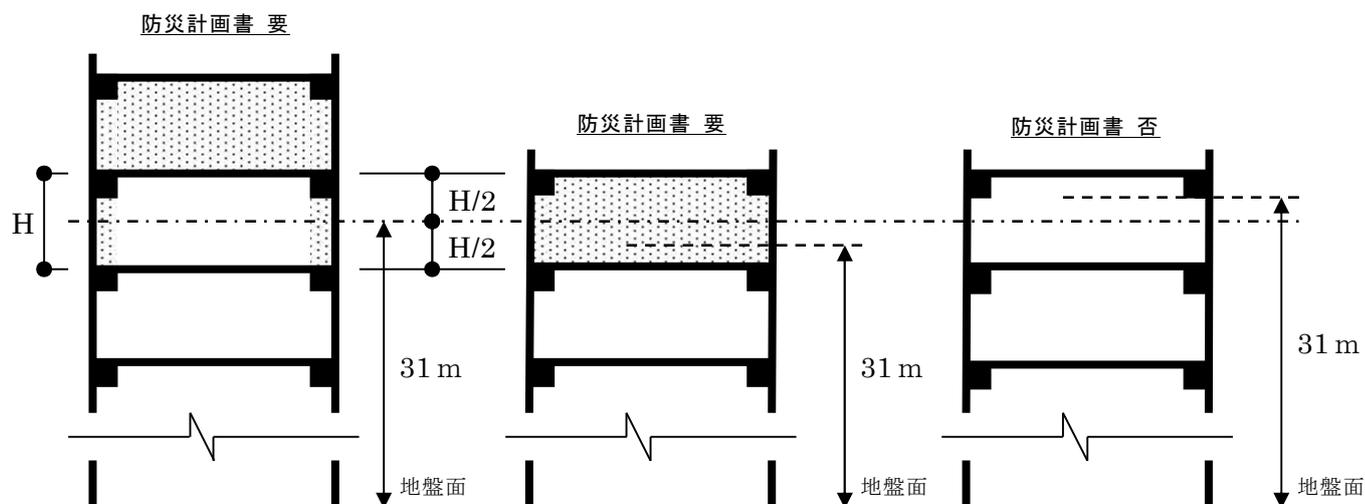
加古川市防災計画書の取扱いについて

1. 防災計画書届出対象建築物

区分	対象建築物	備考
1	高さが31mを超える建築物	共同住宅及び災害時の避難人員が限定され、平面計画が平明なもの以外については、指定性能評価機関の評定が必要。
2	高さが31m以下でも建築基準法施行令第147条の2に該当する建築物	ホテル、旅館の用途に供する建築物で5階以上の階又は地階におけるその用途に供する部分が2,000㎡を超えるものについては、指定性能評価機関の評定が必要。
3	増築、改築等により1又は2に該当する建築物	上記1、2のとおり。
4	その他特に必要と認める建築物	

2. 防災計画書の要否について31mを超える部分の扱いについて

高さ31mを超える部分については、31mラインが階高の1/2以下にある場合を示す。



凡 例

 31mを超える部分を示す。

【背表紙】

【表紙】

(建築物名称)

○○○○
防災計画書

年
月

建設
計業者
主

建築物名称

(主要用途)

防災計画書

年 月

建築主
設計者

防災計画書目次

目 次

1. 建築物の概要
2. 防災計画基本方針
3. 火災の発見、通報及び避難誘導
4. 避難計画
5. 排煙設備及び消火活動
- (6. 長周期地震動対策)
6. (7.) 管理・運営
7. (8.) 付 図

※ () 書きは高さが60mを超える建築物に限る。

年 月 日

防 災 計 画 報 告 書

(新規・軽微変更・廃止)

加古川市建築防災計画連絡協議会 議長 様

建築主

TEL

電子メール

下記について建築防災計画書を作成しましたので、報告します。

記

建 築 計 画 名 称					
設 計 者 住 所 氏 名		TEL			
建 築 場 所					
用 途	主 要 用 途				
	延 べ 面 積	m ²			
規 模	階 数	地上	階/地下	階/塔屋	階
	高 さ	m			
建 築 防 災 計 画 評 定		年 月 日			
※ 建 築 確 認		年 月 日 第 号			
※ 受 付 欄		※ 特 記 事 項 欄			

※印のある欄は記入しないでください。

協議経過報告書

計画名称		日 時	年 月 日
(協議担当課)		打合場所	
備考欄	提出資料等		
指摘及び検討事項		回答及び処置	ページ

防災計画協議済通知書

件名

年 月 日付けで貴殿から報告のあった上記の防災計画について防災協議を終了し、建築防災計画書を受理しましたので、通知します。

なお、防災計画の策定は建築計画の際の指針の為だけでなく、完成後の建築物の維持保全に関する事を含むものであり、当該建築物がこの計画書に基づき常時適切な状態に維持されなければならないことを念のために申し添えます。

様

加古川市建築防災計画連絡協議会

議長 _____

昭和 62 年 7 月 作成
平成 11 年 11 月 改定
令和 6 年 1 月 改定
令和 7 年 4 月 改定